

秋田県野球協会審判部規程内規

秋田県野球協会審判部規程内規

1. 審判員の服装について

(1) 審判服装は、次のとおりとする。

- ① 長袖・半袖シャツ（高野連指定）
- ② ズボン（チャコールグレー）（高野連指定）
- ④ ジャンパーは防寒対策用又は雨対策用として着用し、色は黒又は紺の一角とする。
但し、各種審判講習会への派遣、大会派遣審判の場合は主催連盟の指定に従う。

2. 審判員証について

- (1) 審判員証は、関係行事参加の場合、必ず携行する。
- (2) 審判員証は、記名本人に限って有効である。記名本人以外の者は使用できない。
- (3) 審判員証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- (4) 審判員証の有効期間は、発行日から2年間とする。ただし、更新年次に当たるときは、2年未満の場合でも更新しなければならない。

3. 弔慰及び見舞金について

- (1) 弔慰金・・・・・・・・ 5,000円
- (2) 入院見舞金・・・・・・ 試合上（公式戦全県大会以上）の事故により、入院加療を受けたとき
 - ① 30日以上・・・・・・・・ 10,000円
 - ② 15日以上・・・・・・・・ 5,000円
- (3) (1)、(2)いずれも所属支部長を経て、県審判部に申請するものとする。
- (4) 以上の基準に該当しない事項については、県理事会の協議により決定する。

4. 報酬について

金銭又は金銭に等しい報酬を受ける目的を持って、野球審判をしてはいけない。
(アマチュア規程に準拠)

附 則

この内規は、昭和56年4月1日より適用する。

付 記

昭和57年10月30日	一部改正（1－（5））
平成7年2月12日	一部改正（1－（1）、（2））
平成11年4月1日	一部改正（1－（1）、（4））
平成22年3月6日	一部改正（1－（1）、5（削除））
平成28年3月5日	一部改正（1－（1）①～③）